

| | | | | | |
|------|----------|----|----|----------|------------|
| 一応供覧 | 文書 分類 | | | 保存 年限 | 1 3 5 10 永 |
| 議長 | 局長 | 書記 | 主任 | 担当 | |

1号様式

令和6年11月27日

津南町議会議長様

議席番号 3 番

津南町議会議員

村山 郁夫



一般質問の通告について

令和6年12月11日開会の第4回定例会に下記のとおり一般質問をしたいので、津南町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

記

| 質問事項 | 質問の要旨 | 答弁を求める者 |
|-------------------|--|---------|
| I 人口統計に見る行政需要について | <p>津南町の人口統計と後期高齢者医療広域連合のデータをもとに行政サービスのボリュームを見てみたので、下記の事項について見解を求める。(別紙1-1他)</p> <p>1, 少子化対策 出産適齢期(20~40未満としたときは女性503人、男性616人)について出生数の増加に即効性のある2子以降出産者(世帯)への給付金額の創設を提案する。(別紙1-2)</p> <p>2, 子育てと仕事の両立 育児・介護休暇法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)により事業主は3歳未満の子がある労働者について一定の要件のもと一日の労働時間を原則6時間とする時間短縮措置義務なしし始</p> | 町長 |



2号様式

| 質問事項 | 質問の要旨 | 答弁を求める者 |
|------|--|---------|
| | <p>業・就業時間の繰り上げ・繰り下げ、フレックスタイム制等の措置義務がある。3歳を超えると上記措置は終了されるのが通例だが、同法第24条第1項第3号により後小学校就学前までの上記に準じた措置は努力義務とされているので、子育て担当課に保護者の相談窓口を設け、保護者の指導及び事業者への周知・依頼を行い、看護・介護を理由とした離職を防ぐとともに安心して子育てができるための係の創設を提案する。(別紙1-2)</p> | |
| | <p>3, 返還不要の奨学金について 町の医療系の貸付制度には町にUターンした場合に返還免除制度があるが、現在の育英基金条例による貸付にはこれがない。決算によれば貸付資金にはゆとりが見られるのに加え、少子化による対象者の減少が予想されるため高校終了期で転出予定者への貸付について返済の免除を謳い、貸付額を増額して町に戻ってくる動機付けをすることを提案する。(別紙1-2)</p> | |
| | <p>4, 外国人介護職の育成</p> | |

外国人を介護分野へ採用する場合、在留資格の「特定技能 1 号」の在留期間は最長 5 年で、介護福祉士の資格を取ると在留資格の「介護」へ移行し、期間の更新が可能となる。従って外国人を介護分野に長期にわたり採用するためには日本人の配偶者として滞在している人を対象とするか、資格を取らせて在留資格を変更する方法がある。

そのため、町においてこれらの希望者・候補者に対して本人や家族への周知と資格取得への支援策を提言する。(別紙 1-4)

5. 介護医療院の検討状況

平均余命から平均自立期間(要介護 2~5 の認定を受けていない人を「健康」として定義)を引いた期間が不健康期間とされ、この時期から介護・医療のニーズが急速に増加する。現在この時期にあたる人数は男 162 人 (80・81・82 歳)、女 294 人 (82・83・84・85・86 歳) で、以降の年代層は男女合わせて 1478 人 (人口比 17.7%) であり、介護需要と終末期ケアを行う必要のある総量がわかる。介護と医療が同時に必要な人に対する施設は近隣では数が少なく、町内の対象者の多くが県外のサービス付き高齢者住宅施設を利用せざるを得ない。その施設を含めた経費は高額であるのが通例で、当然年金だ

| | | |
|------------------------|---|----|
| | <p>けでは負担しきれない。</p> <p>その一例を示すので、津南病院で検討されている介護医療院の経営参考資料とされたい。（別紙 2）</p> <p>また、事例の介護・医療保険給付対象額からみて、6人に一人の看護師と介護士とした併設型小規模介護医療院（I型・II型）の場合、20人収容すると年額2億円強の収入になるが、現在検討されている収容人員と問題点を示されたい。</p> | |
| II 自然環境保全条例 の制定について | <p>町には絶滅が危ぶまれる希少種や、特定の地域にしか見られない固有の動植物が数多く存在する（別紙 3）。</p> <p>これらの生物は、人の社会生活による環境破壊や愛好家たちの乱獲採取により年々数を減らし、ある程度減少すると二度と復旧できなくなる限界個体数群になる危険性をはらんでいる。</p> <p>これらの生物を豊かな自然の中で守り、次の世代につなぐことは津南町の重要課題として挙げられるべきものの一つである。</p> <p>現在動植物の破壊を防ぐ規制として、龍ヶ窪湖面を中心とする新潟県環境保全条例、国土利用計画法の1ヘクタール以上の土地取引の届出、津南町公共物管理条例の公共物地内における竹木伐採・損</p> | 町長 |

傷等の規制、農用地区域内の開発行為の制限、森林法の伐採造林及び保安林の扱いなどがあるが、生物保全が中心の規制は龍ヶ窪地区のみでしかも湖面を中心と範囲が狭い。しかし、苗場山麓ジオパーク地域や山伏山周辺区域、龍ヶ窪周辺区域、ニューグリーンピア周辺区域においては地域が広く、現状の規制では地域をカバーしきれていない。

従って、将来的にわたり保全していくために、開発行為の規制も含む自然環境保全条例の制定を提言する。

なお、行為制限の特例は必要で、学術・教育目的や開発による損失の代償措置があるものは除外する必要はある。

上越市、長野県栄村においては罰則を含む条例を制定済みである。